

# DX機運醸成事業委託業務仕様書

## 1 委託業務名

DX機運醸成事業委託業務

## 2 目的

DXへの取組の動機付けとなるセミナー等を実施することにより、県内中小企業のDXに対する取組への機運を醸成する。

## 3 実施回数

計70回程度（うち対面開催50回程度、eラーニングコンテンツの作成20回程度）

## 4 業務内容

### (1) セミナー等の企画及び実施に関すること

- (ア) セミナー等カリキュラムの企画
- (イ) 講師の手配
- (ウ) 会場の手配
- (エ) セミナー会場の設営
- (オ) 必要機材の手配
- (カ) セミナー等の運営

### (2) 受講者等の募集に関すること

- (ア) 受講者募集及びセミナー等の周知（募集チラシ等の作成・配布を含む）
- (イ) 受講受付及び受講者名簿の作成・管理
- (ウ) 受講者に対するアンケートの実施

### (3) 職員の配置

- (1)及び(2)の業務を行う職員を配置する。

## 5 セミナーの内容

### (1) 対象

県内に事業所を有する中小企業者

### (2) 実施内容

以下に示す3つのテーマをもとにしたセミナー等を実施すること。

- (ア) DXへの第一歩を踏み出すためのセミナー
- (イ) 自社のビジネスを魅力的に伝えるなど、経営に活かすためのデジタルの活用方法を学ぶセミナー

(ウ) DX時代を見据えたデジタルツールの活用方法を学ぶワークショップ

## 6 業務実施上の注意点

県内全域に取組が行き渡るよう、セミナーの開催にあたっては、県内各所での実施や、可能な限り現地とオンラインのハイブリッド開催を行うなどの対応を行うこと。

## 7 業務実施体制

### (1) 事業担当者の配置

本事業の全体の進捗管理や予算管理に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はない。

## 8 報告

本業務完了後、速やかに以下の(1)及び(2)の書類を財団理事長あてに提出すること。

### (1) 実績報告書

### (2) 収支精算報告書

## 9 支払条件等

(1) 業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。

(2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払いを請求することができる。

(3) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を財団に返還するものとする。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

### (2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、財団と協議の上、その一部を委託することができる。

### (3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

### (4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (5) 疑義の解決

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、速やかに財団と協議を行うこと。